

食衛第 222 号
令和6年(2024年)5月10日

各保健所設置市保健所長 様

北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課長

クリーニング師研修及び業務従事者に対する講習の指定について

このことについて、公益財団法人全国生活衛生営業指導センターが実施するクリーニング師研修及びクリーニング業務従事者講習（道内では公益財団法人北海道生活衛生営業指導センターが開催）を、クリーニング業法第8条の2第1項及び第8条の3に基づく研修等として、別紙1のとおり指定しましたのでお知らせします。

貴市におかれましては、管内のクリーニング所から受講希望の問い合わせがあった場合は、主催者の北海道生活衛生営業指導センターに直接連絡するよう説明していただくなど、受講率の向上に御配慮をお願いします。

〔企画調整係 担当：谷永
電話 011-204-5260〕